

(趣旨)

第1条 この規程は、医工連携を視野に産学官連携体制を整備し、地域における医工連携研究開発拠点としての役割を果たすとともに、地域医療の向上及び地域産業振興に貢献し、大分大学医学部における教育研究活動の活性化を図ることを目的として設置する大分大学医学部附属臨床医工学センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 医療機器開発基礎研究に関する事項
- (2) 医療工学技術者等の人材育成方法に関する研究に関する事項
- (3) 医療機器開発基礎研究における成果等の臨床応用への展開に関する事項
- (4) その他センターの目的達成に関する事項

(職員)

第3条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 主担当の教員
- (3) その他センター長が必要と認める職員

(センター長)

第4条 センター長は、学部長をもって充てる。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

(専任教員)

第5条 主担当の教員の選考は、国立大学法人大分大学医学部門人事会議の議に基づき、学長が行う。

(事務)

第6条 センターに関する事務は、医学・病院事務部総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年医学部規程第1-5号）

この規程は、平成29年1月1日から施行する。